

## 下関市補助金検討委員会 議事録

日時：平成 27 年 7 月 1 日（水） 午後 1 時 30 分～3 時 50 分

場所：本庁舎新館 5 階 506 会議室

参加者：森 邦恵会長、弘利 要副会長、江藤 和代委員、江原 義和委員、  
本間副市長（諮問書交付及び冒頭あいさつ後退席）、  
松崎総務部長、小野総務部理事、内田行政管理課長、  
笹野行政管理課主幹、山本行政管理課主任、倉前行政管理課主任

### 【内容】

#### 次第 5. (1) 会議の公開・非公開について

事務局) 今回の補助金の見直しでは、個々の補助金交付先団体の申請者情報や決算状況をもとに審議を進めていただくことから非公開が望ましいと考えている。なお、答申を頂いたら、平成 27 年 9 月市議会に報告するとともに、会議録については委員名を伏せて要約したものを市のホームページ上で公開する予定である。

→非公開とすることを承認。(全委員)

#### 次第 5. (2) 補助金見直しの概要等について

事務局) 資料 1 に沿って説明。

→質問等なし。(委員)

#### 次第 5. (3) 補助金の見直し

##### ①終了 (NO. 1～10)

委 員) 終了となった補助金について、似たような事業で復活することはあるのか。

→まったく同じ条件・内容での復活はないと考えている。しかし、新たなニーズに対応する形で、内容を変更した補助事業が始まることはあり得る。(事務局)

委 員) 今回の見直し作業は、惰性で補助が継続するようなことがないようチェックすることが目的ということでしょうか。

→そういうことだ。(事務局)

委 員) 見直しの期限について、そんなに猶予が必要ないのではないかと思うものがある。

→忌憚のない意見をお聞かせいただき、委員の意見を最大限尊重したいと思う。(事務局)

委 員) 客観的な意見として、見直し期限を早めるべきと思うものがあるが、それぞれの補助事業の具体的な内容について、渡された資料だけでは判断が難しいものがある。

→諮問に示した期限は、事務局で明確に判断できるものを除いては、所管課の補助金交付先団体に対する対応期間として、また、この委員会で各委員の意見を聞く意味も含めて、3年と設定している。早めた方がよいと思われるものについて、意見を伺って反映させたい。(事務局)

委員) 決算書の様式が統一されていないため、非常に見にくい。様式は統一すべきではないか。

→検討する。(事務局)

委員) NO.1「自治振興対策事業補助金」について、資料3の10ページ「角島地区連合自治会活動費に係る事業収支決算書」、12ページ「阿川地区連合会活動費に係る事業収支決算書」について、決算額が千円単位で丸めてあるし、収支差額が0円である。端数が生じない、収支差額がちょうど0円になるというのは考え難いが、領収書等の確認はしているのか。

→補助金によっては領収書等を確認しているものがある。今回の例は、市が補助金を支出している豊北町自治会連合会から各自治連合会への再補助の部分で、領収書等の確認がされていない例である。再補助、事業実績の確認の方法について、改善すべき部分を検討していく。(事務局)

委員) NO.1について、終期が平成31年3月31日となっているが、先ほどのような見直しは、終了するまでの間についても適正に処理すべきと考える。

→そのように周知したい。(事務局)

委員) 同じくNO.1の資料3の12ページに「日赤募金還元金」が収入と支出に同額が計上されている。

→確認して後日回答する。(事務局)

※各単位自治会で取りまとめた日赤募金を阿川地区連合会経由で募金し、その後、日赤募金還元金を阿川地区連合会で受入れ、同額を各単位自治会に活動費として配分したもの。(豊北総合支所 地域政策課に確認後、第2回補助金検討委員会時に回答)

委員) NO.1「自治振興対策事業補助金」の創設前に、合併前の旧町で行われていた納税貯蓄組合への補助金の算定基準については、以前、旧下関市で実施していた際に違法性が指摘された経緯がある。自治会連合会が、自治会組織の体系の中で位置づけられたものではなく、4町区域にしかないものであれば、3年を待たずに見直しを進めるべきである。

→意見として承る。(事務局)

委員) NO.4「乳用牛繁殖効率化支援事業費補助金」について、見直し指針に再補助は不適切としているにもかかわらず、平成31年3月まで延命するのはいかがなものか。ルールに合致していないのであれば、すぐにでも改めるべきではないか。

→意見として承る。再補助をしているものの中には、問題を含んでいるものがあると考えているが、再補助がすべて悪いというわけではないので、このことについても今後検討する。(事務局)

委員) 全体的に会計処理があいまい過ぎる。民間の決算ではあり得ないし、税務署でも通用しない。会計処理の方法を指導すべきではないか。

→意見として承る。答申の中で、意見としてまとめたい。(事務局)

委員) NO. 2「山口県高速道路交通安全協議会補助金」について、整理票中段の問題点の該当項目に「○」がない。指針のルールには抵触しないようだが、終了となっているのは、なぜか。

→少額の補助であり、補助の効果があるのか疑問があるもの。また、補助金交付先団体の収支決算書では、補助金が賛助会費として整理されており、補助金ではなく負担金として支出すべきであると考えられる。負担金として整理した上で、当該組織に加盟すべきか検証することを求めている。(事務局)

委員) 内容がおかしいと思われるものは、諮問の中に示された見直し期限を早め、メリハリをつけるべきと思うが、答申に意見として入れることができるか。

→問題ない。ただし、まだ補助金交付の相手方には話ができていない状況である。相手方との協議に要する時間的猶予が必要であることを理解いただきたい。(事務局)

委員) NO. 9「文化財愛護団体育成補助金(菊川町民俗資料収集保存委員会)」について、会員も17名と少ない。少額の補助であり、事業量として小さく、補助の効果があるとは思えない。平成31年3月まで続ける必要があるのか疑問である。事業そのものがなくてもよいのではないか。

→意見として反映する。(事務局)

委員) 多くの補助金で、市の組織内に補助金交付先団体の事務局を置いている例があるようだが、その理由は何か。通帳や印鑑の管理まで行っている。

→補助金交付先団体の規模が小さく、事務局を担う人材が少ないというものが多い。(事務局)

委員) 事務局を市の組織内に置いている場合、決算書や収支計算書の作成も市で行っていると思うが、補助金を出しているのも市であり、チェック機能がまったく働いていない。

→実際に、こういったあり方が存在している。意見として反映する。(事務局)

委員) NO. 6~8「社会教育関係団体育成補助金(各地区婦人会)」について、合併してから10年が経つが、いまだに組織が別々に存在しているのか。仕組みを変えるということであれば早めに着手すべきではないか。

→組織としては既に「連合婦人会」として一つになっているが、経理や活動などが別々に行われている。意見として承る。(事務局)

### ③継続 (NO. 115～142)

委員) NO. 116「外国人観光客滞在促進事業費補助金」について、市有施設利用人数が平成26年に入ってから激減している。宣伝が足りないのではないか。ニーズがないのであれば、違う形の事業を検討すべきではないか。

→確認して後日回答する。(事務局)

※大手旅行代理店がツアーコースを下関市内で一度設定すると、施設利用人数が計上されるものの、同じツアーコースばかりであると観光客に飽きられるため、ツアーコースの設定を変えているもの。なお、台湾から福岡空港経由で下関市に入ってくる観光客は増えているが、下関市泊ではないため、補助対象とはなっていない。また、長府庭園等の観光施設も利用は増加している。(総合政策部・国際課に確認後、第2回補助金検討委員会時に回答)

委員) NO. 121「私立就学前施設職員保育技術等調査研究費補助金」について、保育士の研修費の名目で支払われているが、先払いなのか、後払いなのか。また、渡し切りで精算はないのか。過去に保育園の監査に携わったことがあるが、研修費名目の収入があるにもかかわらず、研修の実態がないものがあった。

→要綱上は、概算払ができるようになっており、先払いが可能であるが、実績報告が義務であり、実際に研修に参加したものについて精算行為が求められていると理解している。確認して後日回答する。(事務局)

※平成26年度決算資料を確認すると、私立の園によって確定払による場合と、概算払による場合とそれぞれあり、いずれも実績を確認の上、支払処理をしている。(こども未来部 こども育成課に確認後、第2回補助金検討委員会時に回答)

委員) NO. 119、121、122、124について、食糧費等に「○」が付いている。どのような食糧費が支出されているのか。

→食糧費ではなく、人件費が支出されているもの。(事務局)

委員) NO. 117「町民館整備事業等補助金」について、平成27年度13,168千円の予算が計上されているが、すでに整備計画があるということか。

→平成27年度の予算編成の中で、整備計画がある程度は把握されていなければならない。(事務局)

委員) NO. 115、116などの補助金については、ただ現状を維持して継続するのではなく、利用率が上がるように工夫すべきではないか。

→意見として承る。NO. 115「市有地等活用定住促進補助金」は、固定資産税相当額を10年間、最大200万円を補助するもので、企業立地促進補助金と同様の補助金である。また、人口流入促進とあわせ、市有地の販売促進の目的もある。(事務局)

※企業立地促進補助金は3年間、固定資産税相当額を補助するもの。

委員) NO. 132～134 について、「最終的には自己負担で対応すべきもの」とあるが、自己負担で対応すべきものを 3 年間継続させる根拠はどこにあるのか。

→ブランドの定着や育成支援などの政策的な取り組みであり、3 年間は継続すべきと判断したもの。サンセット方針を導入することとしており、3 年ごとのタイミングで見直しを行い、適切な時期に終了させることを想定している。(事務局)

委員) 政策的な判断があるのであれば、そのあたりのことを整理票等に説明を加えてほしい。

→意見として承る。(事務局)

委員) NO. 130 「中心市街地事務所立地促進補助金」について、平成 23 年度からの制度でありながら、実績がないのであれば、見直すべきなのではないか。

→意見として反映する。また、これまでの改正内容については、確認して後日回答する。(事務局)

※平成 23 年度に創設された補助金であり、以下のとおり申請要件の緩和を実施。

【平成 24 年度】

- ①事務所で業務を行う新規常用従業員を 3 人から 2 人に緩和。
- ②交付対象の指定を営利法人に加えて NPO 法人も対象。

【平成 26 年度】

- ①事務所の立地条件を緩和（「主な出入り口が中心市街地に面している」→削除）。
- ②新規常用従業員の要件を緩和（「退職の際に退職金が支給されること」→削除）。

（産業振興部 産業立地・就業支援課に確認後、第 2 回補助金検討委員会時に回答）

委員) NO. 140 「地域スポーツ振興費等補助金」について、各地区のスポーツ振興会に対して一律の補助が支出されている点で公平であると思う。補助対象経費と補助対象外経費が示されており、振興会役員への謝礼金及び報酬は対象外となっているが、川中スポーツ振興会の決算書を見ると大会役員の謝礼が支出されている。補助対象とすべき経費の考え方や決算書の様式を揃えること、領収書のチェックなど、あるべき決算の姿を示して、遵守するように指導すべきである。

→意見として反映する。また、謝礼については、確認して後日回答する。(事務局)

※川中小学校体育館で開催した「体力測定健康フェスタ」における測定員への謝金であり、振興会役員及び構成員等への謝礼金及び報酬ではない。(観光交流部 スポーツ振興課に確認後、第 2 回補助金検討委員会時に回答)

## 次第 6. その他

事務局) 次回の開催は、平成 27 年 7 月 8 日 (水) 午後 1 時 30 分から、本庁舎新館 5 階大会議室 A で開催する。

委 員) 本日の議事において、追加で質問・意見等があれば、メールで事務局まで提出することとしたい。

→承知した。(事務局)